

家庭ごみ収集の有料化(可燃ごみ・不燃ごみ)方針

平成27年11月

豊 能 町

目 次

ごみ収集（可燃ごみ・不燃ごみ）の有料化へ向けて・・・	1 ページ
粗大ごみを有料化して	・・・ 1 ページ
更なるごみの減量・資源化で	
わが町「豊能町の環境」を守るために	・・・ 2 ページ

I ごみ収集有料化の目的

1 ごみ収集有料化の背景	・・・ 3 ページ
2 家庭ごみ有料化の目的	・・・ 5 ページ

II 家庭ごみ収集有料化の実施方針

1 有料化の対象範囲	・・・ 6 ページ
2 手数料負担の仕組み	・・・ 7 ページ
3 ごみの収集方法	・・・ 8 ページ
4 手数料	・・・ 8 ページ
5 有料化に併せて行う施策	・・・ 11 ページ

<参考>

ごみを取り巻く社会情勢	・・・ 14 ページ
国の動き	・・・ 14 ページ
町の動き	・・・ 15 ページ

<参考資料>

○人口の推移とごみ排出	・・・ 16 ページ
○家庭系ごみ1人1日当たりの排出量	・・・ 17 ページ

家庭ごみ収集の有料化（可燃ごみ・不燃ごみ）方針

ごみ収集（可燃ごみ・不燃ごみ）の有料化へ向けて

本町では平成 20 年 3 月に附属機関である豊能町廃棄物減量等推進審議会へ家庭ごみの有料化について諮問し、同年 10 月、ごみ排出量の減量と資源化の推進、ごみ排出量に応じた負担の公平化、財政負担の軽減などを目的として、家庭ごみの有料化を導入し、循環型社会の形成をめざしていくことが適当であるという答申を受けました。

町では、この審議会答申を踏まえ、家庭ごみの有料化を実施している他市町の状況を調査するなど検討を行い、ごみ減量と資源化を促進しようとする社会情勢や町財政がひっ迫している状況などから、家庭ごみ有料化の実施が必要であると判断し、平成 22 年に条例改正を提案（「豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正」）しました。改正内容は家庭ごみ収集の有料化を実施するもので、対象は「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」の 3 種類として提案しましたが、結果的に粗大ごみのみの有料化となり、平成 23 年度から実施しています。

今般、粗大ごみの有料化から 4 年が経過し、上記答申に基づき「可燃ごみ・不燃ごみの有料化」へ向けて取り組みを行うこととします。その理由は、近年の一人一日あたりのごみ量は横ばいとなっており（平成 23～26 年度）、更なるごみの減量・資源化には経済的インセンティブ（動機づけ）を活用したごみの有料化が有効な方策であると判断したためです。

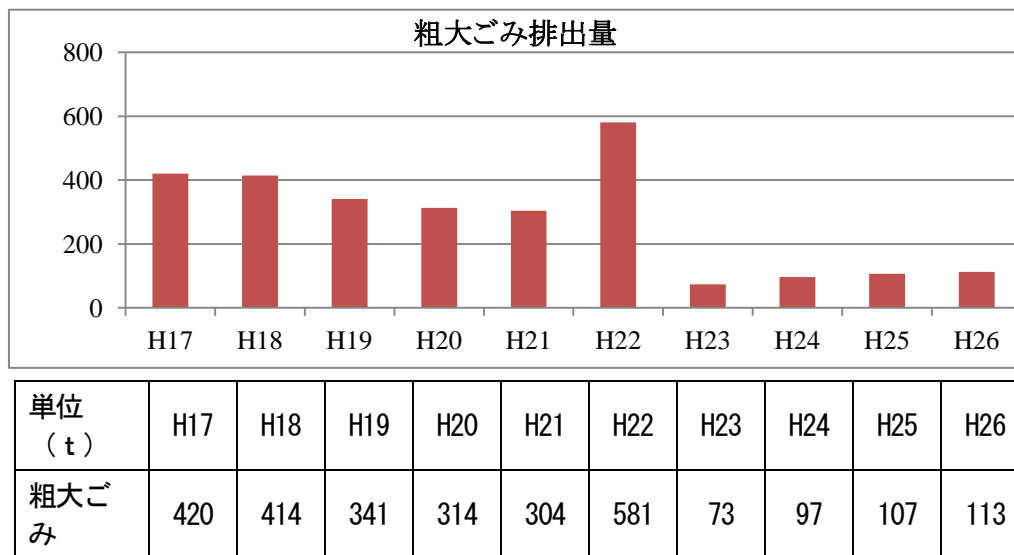
それを裏づけるのが既に有料化した粗大ごみの状況です。

粗大ごみを有料化して

粗大ごみの排出量を有料化の前と後で比較すると、有料化以前（平成 17～21 年度）では、概ね 300 t/年から 420 t/年で推移していますが、有料化実施後（平成 23～26 年度）

は、大きなリバウンドもなく概ね 100 t/年前後で推移しています。粗大ごみは、日常的に排出されるごみではありませんが、平成 21 年度と平成 26 年度を比較した場合、約 73% の減量となっています。

有料化前と有料化後の排出量の状況は、次のとおりです。



* 数値は家庭系の粗大ごみ量

一般的に、粗大ごみ減量の要因としては「今、使っているものを長い間、大切に使うという意識」や「物を買うときに、本当に必要で長く使えるものを買う意識」の向上などが考えられますが、本町での現状も、これらに起因するものではないかと推察されます。

更なるごみの減量・資源化で、わが町「豊能町の環境」を守るために

ごみ排出量の指標として、「一人一日あたりのごみ排出量」というのがありますが、大阪府が発行した「平成 24 年度大阪の一般廃棄物」をみると、家庭系ごみの府内市町村一人一日あたりの平均が 613 g/人日であるのに対し、本町は 746 g/人日となっており、大阪府内平均を上回っています。また、本町における可燃・不燃ごみ量の現状については、最近 4 年間（平成 23～26 年度）の一人一日あたりのごみ排出量が横ばい状況にあることは前述したとおりです。これらの状況を踏まえると、今以上のごみの減量化が困難である

という実態があります。また平成 20 年に豊能町廃棄物減量等推進審議会から受けた答申内容を尊重し、ごみの減量が温室効果ガスの削減につながること、ごみの資源化が限りある資源を有効に活用することにつながることを再認識し、わが町の環境のみならず、地球環境を守るという観点からも、今、我々がなすべきことは何かを考えたときに、私たち一人ひとりが排出するごみに責任を持つことが、改めて求められています。

そこで今般、更なるごみの減量・資源化を図るため、家庭ごみ収集の有料化（可燃ごみ・不燃ごみ）へ向けた基本的な方針を策定したものです。

<※なお、「ごみを取り巻く社会情勢 ～ 国の動き ～ 町の動き」については 14 ページから 15 ページに掲載していますのでご覧ください。>

I ごみ収集有料化の目的

1 ごみ収集有料化の背景

(1) 社会環境の変化

生活が豊かになるにつれ、ごみは質的に多様化するとともに、その量も増加し、ごみ処理が社会的な問題となってきました。こうした中、ごみ減量やリサイクルに努力している人がいる一方で、そうでない人もいるという実態があります。

従来のごみ処理は焼却を中心に、排出されたごみをいかに適正に処分するかということに重点を置いてきましたが、近年は、ごみの発生と排出を抑制するとともに、いかに資源として有効に活用するかという取り組みが求められています。

(2) 家庭ごみ収集の有料化の定義

家庭ごみ収集の有料化とは、日常生活に伴って家庭から発生するごみについて、その処理に要する費用の全部または一部を住民の皆さんに「ごみ処理手数料」として負担していただくということです。

(3) 家庭ごみ収集の有料化の状況（可燃ごみ・不燃ごみ）

近年、家庭ごみ収集の有料化を実施する自治体が増えており、ごみの減量に効果をあげている例が多くみられます。平成27年5月現在、大阪府内43市町村の家庭ごみ収集の有料化の状況を「可燃ごみ」・「不燃ごみ」別に見てみると次のとおりとなっています。

〈大阪府内の可燃ごみ収集有料化実施状況〉

	有料化実施自治体	未実施自治体
可燃ごみ	19	24
上記のうち町村	7	3

* 有料化実施自治体「19」のうち、「10」は1枚目から販売する単純従量制による全量有料化。なお、平成27年10月から和泉市が全量有料化を実施予定。

* 豊中市については、市の規格に合格した袋を事業者が流通販売しており、市への収入がないため、一般的に流通している袋と同様（無料）の扱いとした。（不燃ごみも同様のため無料の扱いとしている）

〈大阪府内の不燃ごみ収集有料化実施状況〉

	有料化実施自治体	未実施自治体
不燃ごみ	22	21
上記のうち町村	8	2

* 「不燃ごみ」の分別区分がなく、「粗大ごみ」の中で「粗大」と「粗ごみ」に分別区分している自治体については、実施自治体として取り扱った。

2 家庭ごみ収集有料化の目的

(1) ごみ排出量の減量と資源化の推進

有料化によってごみを出すときに手数料がかかることになると、ごみになりにくい製品を選ぶなど、過剰包装やごみとなるものの受け取りを断る人が増え、ごみの排出抑制が進み、資源物をごみにしないよう分別が徹底され、ごみ減量・資源化が促進されると思います。併せて、物を大切にし、長持ちさせようとする意識が高まり、ごみの減少も期待できます。

(2) ごみ排出量に応じた負担の公平化

排出されるごみの中には多くの資源物が含まれます。本町では、これまで住民の皆さんのご協力のもと、多くの種類の分別を的確に行っていただいています。しかし、ごみの組成分析の結果をみると、特に可燃ごみの中には紙類や水切りが不十分な生ごみ等が、いまだに見受けられます。もちろん、これら紙類の中には、個人情報に関する書類やお子さんの学校関係の書類等、可燃ごみで処分するしかない紙類もありますが、お菓子等の包装紙や新聞・雑誌、ダンボールなど資源化が可能な紙類も多く混入されています。また、生ごみの水切りを十分に行っていただくことにより、一回り小さなごみ袋で排出することが可能になるかもしれません。

現在、ごみ収集や処理は、皆さんからいただいた税金の中から、行政サービスとして行っていますが、分別の徹底や水切り等を意識して、日常的にごみを減らす工夫や努力をしている方がおられる一方で、分別や減量をあまり意識せず、そのまま多くのごみを排出される方もあり、負担の不公平感が生じていると考えられます。

こうした、ごみ排出についての不公平感をなくすため、ごみの排出量に応じた費用を負担していただくことをお願いしようとするものです。

(3) 財政負担の軽減

本町の財政状況は、引き続き厳しい状況にあり、歳入においては町税収入の低迷や地方交付税の大幅な削減などにより財源不足を解消できない状況にあります。歳出においても今後、老朽化した公共施設・道路等の維持補修の他、高齢者人口の増加による医療や介護費用などの増大が予想され、多額の財政負担が生じる見込みであります。

そこで本町では、平成26年4月に財政健全化推進プランを策定し、平成26年度から平成30年度までの5年間に取り組むべき目標を定めたところです。その項目の一つに「ごみ収集の有料化」があり、その他の項目とあわせて町の財政健全化に向けて取り組んでまいります。

ごみ処理は川西市、猪名川町、能勢町、豊能町の1市3町の広域で行っていますが、ごみを焼却するという方法だけでなく、リサイクルプラザでの資源化が重要になってきます。このようなごみ処理には多くの手間と費用がかかることから、ごみの有料化によって住民の皆さんからいただく処理手数料を指定ごみ袋製作や流通費用などの必要経費に充てるほか、ごみ収集や処理に要する費用に活用します。

II 家庭ごみ収集有料化の実施方針

1 有料化の対象範囲

(1) 有料化するごみ

- ・ 可燃ごみ
- ・ 不燃ごみ（有害ごみ・・・乾電池、蛍光灯、水銀体温計を除きます。）

（※粗大ごみについては平成23年度より有料化しています。）

(2) 有料化しないごみ

- ・ 容器包装プラスチック類

- ・ ペットボトル
- ・ 空きカン
- ・ 空きビン
- ・ 紙類等
- ・ 植木剪定くず
- ・ 食用廃油
- ・ 有害ごみ〈乾電池、蛍光灯、水銀体温計〉

2 手数料負担の仕組み

(1) 負担の方法

○単純従量制

有料化によってごみの減量を進め、費用負担の公平化を図る上では、ごみの排出量が多ければ多いほど負担が重くなり、逆に少なければ少ないほど負担が抑えられるような仕組みであることが重要であります。

また、住民の皆さんに分かりやすい仕組みであることも重要なことであり、ごみの排出量に比例して手数料が増加する「単純従量制」とします。

(2) ごみの排出方法

○指定ごみ袋制

ごみを排出する住民の皆さんにとって取り扱いが容易で、ごみの減量効果が実感しやすく、負担の公平性が確保されるなどから、有料化する可燃ごみ、不燃ごみは「指定ごみ袋制」とします。

指定ごみ袋は、「可燃ごみ」・「不燃ごみ」兼用の袋を作成します。また、ごみの排出量が、それぞれの世帯の家族構成などによって差があると考えられますので、次のと

おり袋の種類を区分します。

○「可燃ごみ」・「不燃ごみ」兼用袋

大（45ℓ）、中（30ℓ）、小（15ℓ）の3種類の袋を作製し、その大きさに応じて料金を設定します。これにより、排出量に応じた手数料の負担となります。

なお、有料化しないごみは、これまでどおり透明または乳白色の半透明袋、または袋に入れなくて排出します。

（3）ごみ処理手数料の支払方法

住民の皆さんが指定ごみ袋を購入しやすいように利便性を考慮し、取扱販売店は粗大ごみ処理券取扱所を考えています。住民の皆さまは、取扱販売店で指定ごみ袋を購入することで手数料を納めることとなります。

3 ごみの収集方法

○可燃ごみ、不燃ごみの収集方法

可燃ごみと不燃ごみの収集は、これまでのとおりとします。

4 手数料

（1）「可燃ごみ」・「不燃ごみ」兼用指定ごみ袋の手数料の額

ごみ処理手数料は、ごみ処理にかかる費用を基に、手数料として費用負担する割合を求めて算出します。平成26年度の家庭系可燃ごみ処理にかかる費用の見込みは、1kg当たり65円となりました。この費用を基に、環境省が作成した「平成26年一般廃棄物処理事業の3R化に向けて」（3つのガイドラインに関する説明資料）で試算したところ、45ℓの指定袋の1袋当たりの処理費用は79円/袋となり、1ℓ当たりの処理費用は約

1.7円となります。(※1)

また、環境省が作成する「一般廃棄物処理有料化の手引き」(平成25年4月)では、周辺市町村における手数料の料金水準を考慮すべきと示されていることから、大阪府内の単純従量制を導入している市町を調べたところ次のような状況となっています。

大阪府内の単純従量制(全量有料化)市町村の指定袋料金

	単位あたり	10ℓ袋	15ℓ袋	20ℓ袋	30ℓ袋	40ℓ袋	45ℓ袋	50ℓ袋
池田市	1ℓ0.8円	8円	-	16円	24円	32円	-	-
貝塚市	1枚9円	-	-	-	9円	-	9円	-
泉佐野市	1ℓ1円	10円	-	20円	-	-	-	50円
泉南市	1ℓ1円	10円	-	20円	30円	-	45円	-
阪南市	1ℓ1円	10円	15円	-	30円	-	45円	-
岸和田市	1ℓ1円	10円	-	20円	-	-	45円	-
泉大津市	1ℓ1円	-	15円	-	30円	-	45円	-
忠岡町	1ℓ1円	10円	-	20円	30円	-	45円	-
田尻町	1ℓ1円	10円	-	20円	-	-	-	50円
熊取町	1枚10~20円	-	-	10円	-	-	20円	-

平成27年7月現在

* 貝塚市は平成28年4月から20ℓ10円、30ℓ15円、45ℓ20円に変更予定。

* 和泉市は平成27年10月から5ℓ5円、10ℓ10円、20ℓ20円、45ℓ45円で実施予定。

大阪府内の市町がおおむね1ℓ当たり1円であることを考慮し、本町の処理費用1ℓ当たり1.7円を1ℓ当たり1円と設定し、45ℓの指定袋の1枚当たりの単価を45円と考えています。

○「可燃ごみ」・「不燃ごみ」兼用指定ごみ袋の手数料

袋の大きさ	ごみの入る量	袋の値段(1枚当たり)
大	45ℓ	45円
中	30ℓ	30円
小	15ℓ	15円

(※1) 処理費用の試算

平成 26 年度の可燃ごみの処理費用（収集運搬費、ごみ処理費に要した費用）の見込みを計算すると 2 億 3,055 万 9 千円になります。これを収集した家庭系可燃ごみ量（平成 26 年度ごみ収集見込み量 3545.74 t）で除して処理費用を求めると、1 kg 当たりおおむね 65 円の費用がかかっているこ

処理経費	230,559 千円	①
排出量	3,545.74 t	②
処理原価	≒ 65 円/kg	③ (① ÷ ②)
③の1割	6.5 円	④
45ℓ用の袋の重量変換の場合		
	$45\ell \times 1 / (4.09\ell/\text{kg}) = 11.0\text{kg}$	⑤
	$11.0\text{kg} \times 6.5\text{円} = 71\text{円}$	⑥ (④ × ⑤)
袋の作成費用	8円と設定	⑦
⑥+⑦	79 円	⑧
1ℓ当たり経費		
⑧ ÷ 45ℓ	≒ 1.7 円	

とになり、その1割は6.5円となります。

45ℓを可燃ごみの「かさ密度：4.09ℓ/kg」（環境省「平成26年一般廃棄物処理事業の3R化に向けて」（3つのガイドラインに関する説明資料）より）を基に、重量変換すると $45\ell \times 1 / (4.09\ell/\text{kg}) = 11.0\text{kg}$ となり、これに6.5円をかけると≒71円となり、指定袋の作成費用（流通、保管等のコストは含まない）の8円を加えて79円/袋となり、1ℓ当たりの処理費用は≒1.7円となります。

なお、不燃ごみにおいても、本来この方法で計算することが望ましいと考えられますが、可燃ごみと不燃ごみの手数料に差が生じた場合、安価なほうにごみが排出されることになり、結果として、分別の徹底が維持されないと推測できることから、不燃ごみの手数料についても可燃ごみと同額とし、兼用の袋にすることによって、より使いやすくしたいと考えています。

(2) 負担の軽減措置（減免）について

家庭ごみの有料化の実施に当たっては、乳児（2歳未満）の世帯及び豊能町日常生活用具給付等事業における紙おむつ等給付対象世帯・ねたきり老人等おむつ給付事業対象世帯に対する経済的負担の軽減を考慮し、負担の軽減措置（手数料の減免）を講じることとします。

手数料の軽減措置は、ごみの減量や費用負担の公平性の確保という有料化の目的を考慮し、負担すべき費用の全てを免除するのではなく、一定枚数の指定ごみ袋を申請に基づいて交付する方法によることとします。

なお、地域の環境美化について住民との協働を図るという観点から、緑地や街路樹等の落ち葉については、ボランティアで回収していただいた方に一定枚数の指定ごみ袋を交付いたします。

5 有料化に併せて行う施策

ごみの更なる減量を推進するとともに、ごみの有料化実施によって懸念される不法投棄・不法排出等の不適正処理への対応に取り組みます。

(1) 更なるごみ減量の推進

廃棄物等減量化推進員をはじめ、町民みなさんとともに更なるごみの減量に取り組みます。特に、本町の可燃ごみのごみ質を踏まえ、次のとおり強化していきます。

ア. 可燃ごみの中に資源としての紙類・容器包装プラスチック類等が混じっており、分別の徹底を図ります。

イ. 更なる生ごみの水切りを徹底します。

ウ. 野菜くず等の排出を減らすため、エコクッキングを推奨します。

(2) 収集費用の削減へ向けた取り組み

収集方式の変更など、収集費用の削減に向けた取り組みを行います。

(3) 処理費用の軽減に向けた取り組み

猪名川上流広域ごみ処理施設組合における処理費用を軽減するため、組合を構成する一員として、積極的に有価物の売却に向けた働きかけを行うとともに、維持管理費用の更なる軽減に向け取り組みを強化します。

(4) 美化意識の啓発

ア. 街頭での美化啓発キャンペーンの実施

駅前や大型店舗等で不法投棄・不法排出防止のための啓発キャンペーンを実施します。

イ. 広報等による啓発

町広報、ホームページ、環境特集号などにより、美化啓発に努めます。

(5) 不適正処理防止に対する地域の取り組みへの支援

ごみステーションの適正管理、ごみ排出者への適正排出指導、山林等への不法投棄防止活動のため、地域の役員等と連携し、不適正処理防止等を図り、防止活動への啓発を行います。

(6) 不法投棄監視パトロールの強化

町内の不法投棄監視パトロールを行い、不法投棄の未然防止早期発見に努めるとともに、警察とも連携を深め、再発防止に努めます。

(7) 不法投棄禁止看板の設置

不法投棄されそうな場所等への禁止看板の設置を行います。

<参考>

ごみを取り巻く社会情勢

私たちは、地球環境を守り、現在の良好な環境を次の世代へと引き継ぐため、今、一人ひとり自分ができることを考え、行動することが重要になっています。従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環の阻害に結び付く側面を有しています。我が国では、毎年、膨大な量の廃棄物が生ずるとともに、廃棄物等の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の増大、最終処分場の残余容量のひっ迫等さまざまな局面で深刻な状況が続いています。

私たちがこのような社会経済活動を続けた場合には、廃棄物を受け入れる環境容量の制約や資源制約に突き当たることになり、社会経済の持続可能な発展に支障を来すおそれがあります。

こうした現状を踏まえると、持続可能な社会に向けてさらに努力を傾注し、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも統合して、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指すとともに3R【発生抑制「リデュース (Reduce)」、再使用「リユース (Reuse)」、再生利用「リサイクル (Recycle)」】をはじめとした取組による、循環型社会の形成を、国内はもとより国際的にも実現していくことが喫緊の課題となっています。これらの3つのRに取り組み、埋め立て処分されるごみの量を減らし、ごみの少ないまちづくりを推進していくことが求められています。

国の動き

国においては、我が国の環境政策の根幹を定める基本法としての「環境基本法」の下位法として、廃棄物及び資源のあり方を示すとともに循環型社会の形成を推進するとして「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正や各種リサイクル法の整備を進めてきました。

また、平成 17 年 5 月に、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正されました。この改正により、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化されました。

町の動き

本町では、ごみ焼却施設でのダイオキシン問題により平成 9 年 6 月以降、ごみ焼却は近隣市にお願いをするとともに、ごみの減量・資源化を推進するために住民の皆さんの理解と協力を得て、ごみの分別の徹底や発生抑制の取り組みをお願いしてきました。

また、平成 17 年度から平成 26 年度までのごみ減量と資源化における指針を示した「豊能町ごみ減量化計画（第 2 次）」を策定し、この計画目標年度（平成 26 年度）に「ごみの総排出量のうち、50%以上を減量・資源化する」ための取り組みを推進してきましたが、目標達成には至りませんでした。

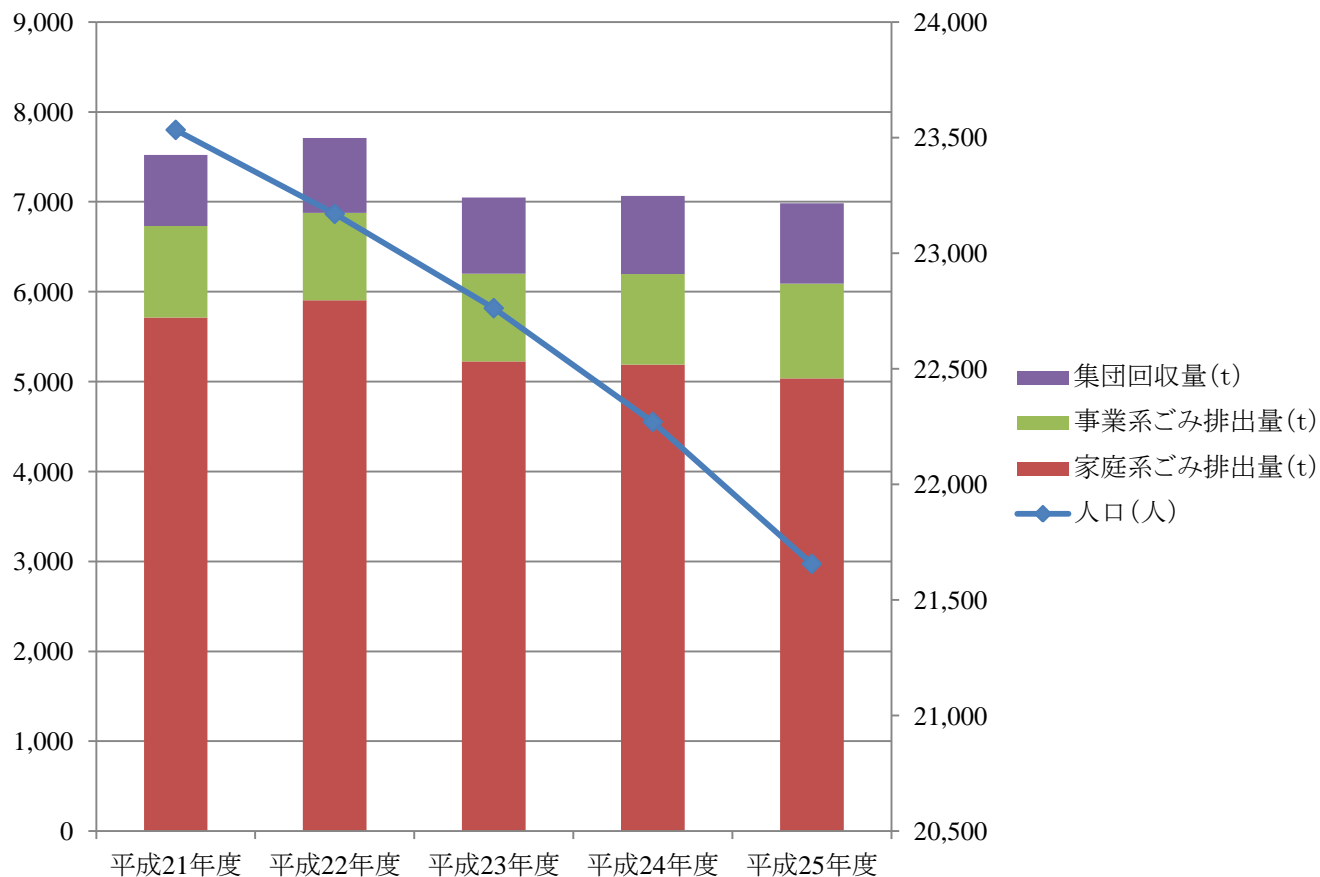
（※平成 29 年度からの「ごみ処理基本計画」（現行の計画：平成 15 年 3 月策定、目標年度：平成 28 年度）を平成 28 年度中に策定する必要があり、同計画との整合性を図る観点から、新たな「ごみ減量化計画（第 3 次）」を策定するまでの間（平成 27 年度～28 年度）、現在の「ごみ減量化計画（第 2 次）」の延長版として策定しました（平成 27 年 4 月）。その内容は第 2 次計画の基本的な施策等を継承するものとし、「第 2 章 ごみの減量の基本的な考え方」について 2 年間延長に伴う数値等の変更・追加を行ったものです。）

<参考資料>

人口の推移とごみ排出

単位 : t

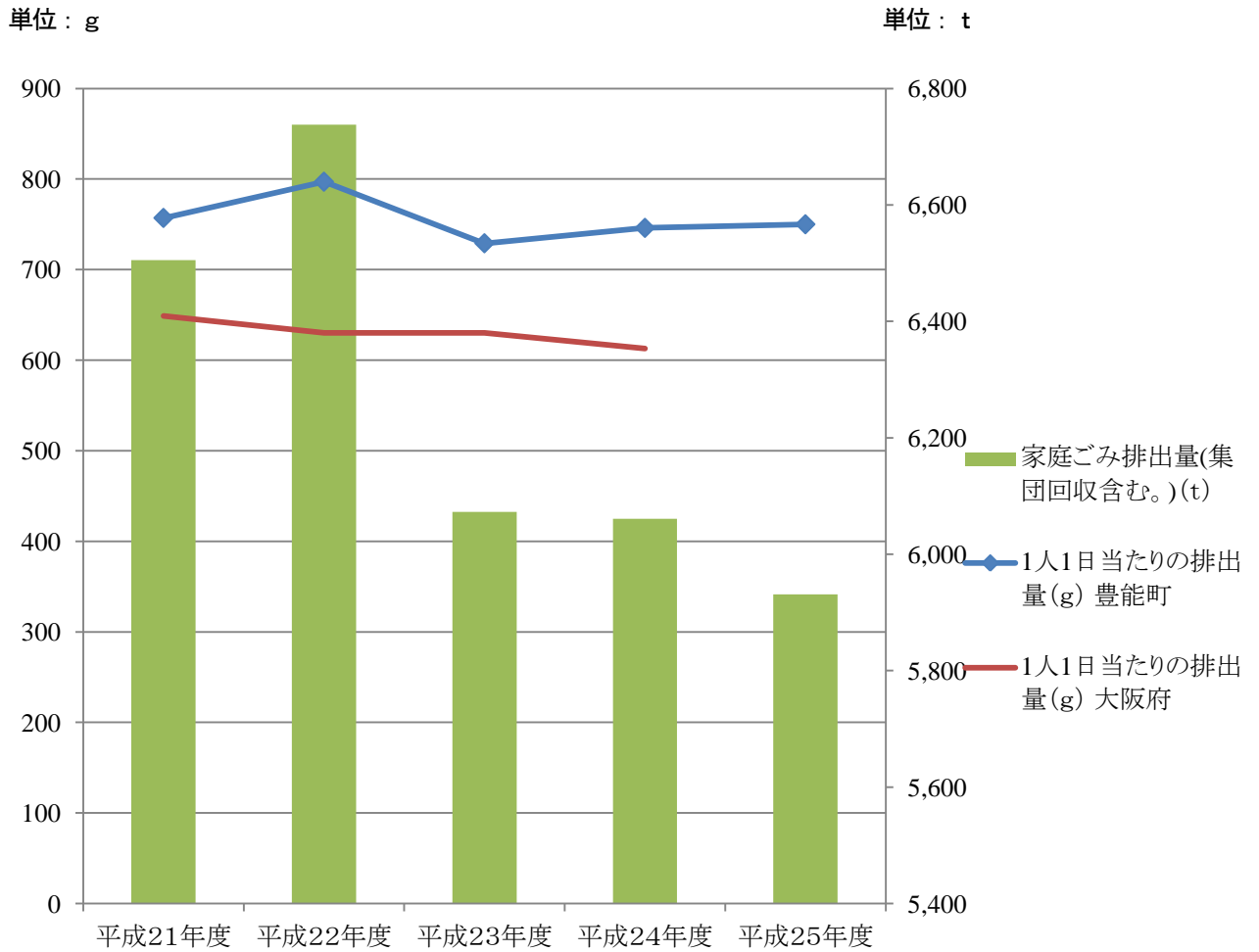
単位 : 人



	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人口 (人)	23,533	23,170	22,762	22,270	21,656
家庭系ごみ排出量 (t)	5,714	5,904	5,226	5,189	5,037
事業系ごみ排出量 (t)	1,015	973	974	1,006	1,054
集団回収量 (t)	791	834	847	872	894

(平成 25 年度を除き、各年、大阪府作成の「大阪府の一般廃棄物」より)

家庭系ごみ1人1日当たりの排出量（集団回収を含む）



		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1人1日当たりの排出量 (g)	豊能町	757	797	729	746	750
	大阪府	649	630	630	613	未公表
家庭ごみ排出量(集団回収含む。)(t)		6,505	6,738	6,073	6,061	5,931

(平成 25 年度を除き、各年、大阪府作成の「大阪府の一般廃棄物」より)